

★ねんきんダイヤル
(年金被保険者)
TEL 0570-05-1165
(年金を受給している方)
TEL 0570-07-1165



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

健康カレンダー



問合せ 健康センター TEL72-7176

消費生活メモ

消費生活相談室 TEL72-1111 内線329

高齢者の「海外宝くじ」の購入

▼これまでも、タイレフトメールで送られてくる海外宝くじ(オーストラリアやカナダ等の海外発行の宝くじやロト等)に関する相談等はありませんでしたが、最近では70歳以上の高齢者の方々の相談等が増えています。その内容は、悪質・多様化し、被害金額も高額化する傾向にあります。

▼一回お金を払い込むと、千円、二千円の単位で小切手が送られてくるため、いつかは高額賞金に当選すると思いがちですが、タイレフトメールで送られてくる海外宝くじは、消費者の手元に現物は送られてきません。そのため、当選の事実を自分で確認できない上に、本当に業者が宝くじを購入しているかが分からない、当選した場合に業者から賞金が渡される

かの保証はないなど、例え違法行為があっても有効な対策はなく消費者の救済は難しいのが現状です。さらに、タイレフトメールを送付したため連絡が取れない、また、個人情報流出等が心配されます。

▼一番の問題は、国内で海外宝くじを購入することは、刑法上の「雷くじの発売等」に抵触するおそれがあることで、タイレフトメールの誘い文句に惑わされず、「購入しないこと」「いかなるお金も支払わないこと」が大切です。

1月10日～2月9日

日曜	行	事	時間	会場
1月				
10 木	乳児健診(3～4か月児)	受付13:05～13:30	健康センター	
11 金	2歳児歯科健診・子育て講座	受付12:45～12:55	〃	
15 火	育児相談	受付9:00～11:30	〃	
16 水	3歳児健診	受付13:05～13:30	〃	
17 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃	
18 金	健康クッキング教室	9:30～13:00	〃	
21 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃	
22 火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃	
23 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	
	レントゲン脱漏健診	9:00～14:50	市内各会場	
28 月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	健康センター	
29 火	5歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃	
30 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	
2月				
4 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター	
6 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	

「20歳になったら、国民年金に加入します」 ～若い時だからこそ考えよう、国民年金のこと～

国民年金は高齢や事故・病気で障害が残ったときなど、私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、お互いを支えあう制度。日本国内に住んでいる20歳から60歳のすべての方が加入することになっています。

学生の皆さんも国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。将来はもちろんです。在学中も安心できる生活のために、国民年金に必ず加入しましょう。

【新成人のためのねんきん講座】

■加入の手続きは・・・
お住まいの(住民票のある)市町村の窓口で。

■保険料の納め方は・・・
国民年金の保険料は、社会保障庁から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」につづられている用紙(納付書)で納めることとなります。平成19年度の保険料は月額1,410円です。保険料の納付には、納め忘れがない、口座振替が便利です。また、一定期間分まとめて納める割引になります。お得な前納制度もあります。

■収入のない学生も保険料を納めるの・・・
学生の方はほとんどの場合、



収入がなかったり、少なかりたりしますので、保険料を本人が納めるのは困難です。そこで、20歳以降の在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができます。学生納付特例制度があります。

■保険料を納めないこととなるの・・・

20歳からの在学期間中に学生納付特例の申請手続きを行わなかったり、保険料を納め忘れたりすると、在学中の事故や病気で障害が残った場合、将来の老齢基礎年金が受け取れなくなったり、減額されることとなります。

「ねんきん特別便」 をお送りします!



現在、宙に浮いた年金記録から個人を特定する作業が進められていますが、まず、平成19年12月から平成20年3月までに、記録が年金に結びつくと思われる方に優先的に年金加入記録をお送りします。その後、平成20年4月から10月までに、その他のすべての方に年金加入記録をお送りいたします。

しかし、住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、以下の手続き先で手続きをお願いします。また、結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方も、変更の届出をお急ぎください。

- 国民年金第1号被保険者
→ お住まいの市区町村役場
- 厚生年金加入者、国民年金第3号被保険者
→ 厚生年金加入者のお勤め先
- 年金受給者
→ お近くの社会保険事務所

◎重要なお知らせ

国民年金に入っているとこんな給付が受けられます 3つの基礎年金があなたをサポート!

■老後の備えに「老齢基礎年金」
20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合、満額の年金が生産受けられます。また、25年以上保険料を納めた期間(学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、保険料免除期間等を含む)があれば、納付期間に応じた額の年金が生産受けられます。

■病气やケガで障害が残ったら「障害基礎年金」
国民年金加入中に病气やケガにより一定の障害が残ったときに、要件を満たしていれば生産受けられます。

■残された遺族を支える「遺族基礎年金」
国民年金に加入中の夫が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子」のある妻「または」「子」に支給される年金額(平成19年度の額・年額)1,020,000円

子が受けるとき
1級障害 992,100円
2級障害 792,100円
※障害基礎年金受給者によって生計を維持されている子(18歳に到達した年度までの子か、20歳未満の障害のある子)があるときはさらに加算があります。

子が受けるとき
1,020,000円
792,100円
※亡くなった方に生計を維持されていた子(18歳に到達した年度までの子か、20歳未満の障害のある子)が2人以上いるときはさらに加算があります。

人のうごき

平成19年12月1日現在

男性 11,507人 (-19)

女性 13,473人 (-12)

合計 24,980人 (-31)

世帯 11,182世帯 (-9)

()内は前月との比較

氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所
神園 誠	70	宮田町	濱崎 登志子	83	西本町
楠 トキ	78	大塚中町	小湊 トヨ	84	桜木町
加治屋 ナミ	95	寿町	鷲山 敏行	71	田布川町
濱口 美穂	86	明和町	豊留 秀則	61	板敷本町
山崎 義規	80	桜山本町	田畑 悦子	70	宮田町
濱村 サミ	86	日之出町	豊留 重盛	88	板敷本町
下園 スワ	93	妙見町	中村 鮫島	90	大塚中町
吉松 明衣子		別府西町	フミエ	86	平田町
吉松 和宏		別府西町	桑原 英樹		木場町
末野 幸秀		桜山町	中原 叶夢		住吉町
台場 耕		高見町	取達 琉唯		栄中町
永井 星成		千博中町	茅野 篤郎		住吉町
永井 千博		中町	笹野 哲郎		住吉町
塗木 天穂		天穂	天穂 誠		汐見町
うぶごえ 健やかな成長をお祈りいたします。			うぶごえ 健やかな成長をお祈りいたします。		

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。(敬称略)

11月16日・12月15日届出分